

## 守谷市社会福祉協議会 車いす貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、守谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する車いすの貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象)

第2条 車いすの貸出対象者は、市内に在住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「利用者」という。）又は利用者を介助する者とする。

- (1) 歩行困難な高齢者
- (2) 身体障がい者
- (3) 疾病、傷病等により一時的に歩行困難な者
- (4) 前号に定める者のほか、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認め  
た者

2 車いすは、前項の利用者が在宅生活において介助、通院、外出、旅行等の用途に一時的に利用する際に貸し出しする。

### (貸出期間)

第3条 車いすの貸出期間は、原則として1週間、最長1ヶ月とする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (利用料)

第4条 利用料は無料とする。

### (申請手続)

第5条 車いすの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日までに所定の借用申請書を本会に提出しなければならない。

### (使用責任)

第6条 車いすを利用目的以外に使用してはならない。

2 車いすは、安全な使用に努めるものとし、車いすの使用期間中に生じた損害賠償等の責務は、すべて申請者が負うものとする。

(返却)

第7条 申請者は、使用後に車いすの点検及び清掃を行い、貸し出された時と同じ状態で社協に返却しなければならない。

2 借用期間に関わらず、車いすを使用しなくなったときは、速やかに返却しなければならない。

(利用の中止)

第8条 車いすの故障等により安全に使用できないと会長が判断した場合は、事前に利用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は、行わないものとする。

(貸出手続き等の代行)

第9条 本会の受付窓口で、車いすの貸出を受け又は返却することが困難な申請者(以下「困難な申請者」という。)に対しては、本会職員が貸出手続き並びに貸出及び返却を代行することができるものとする。

2 困難な申請者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 自家用車を保有していない者
- (2) 高齢等を理由に免許証を返納した者
- (3) 高齢等により運転が困難である者
- (4) 同居の家族はいるが、仕事の都合上、社協の執務時間内に来られない者
- (5) 前号に定める者のほか、事務局長が特に必要と認めた者

(委任)

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。